

障がい者雇用優良企業(団体) 推薦(応募)調書

令和8年6月1日現在

推薦企業（団体）名		所在地		代表者職・氏名		事業種別・事業内容		創業又は設立年月日								
(ふりがな)				(ふりがな)				明治・大正・昭和・平成								
								年 月 日								
○障がい者雇用に対する企業（団体）考え方		○障がい者雇用に対する雇用促進の取組				○障がい者の働きやすい職場環境づくりの取組状況										
						10年以上継続雇用されている障がい者数（うち重度） 人（ 人）										
						7年以上10年未満 " 人（ 人）										
						5年以上7年未満 " 人（ 人）										
						3年以上5年未満 " 人（ 人）										
						1年以上3年未満 " 人（ 人）										
						1年未満 " 人（ 人）										
雇用状況	年 月 日		令和8年6月1日		令和7年6月1日		令和6年6月1日		令和5年6月1日		令和4年6月1日					
	内 訳		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))		従業員数(うち障がい者(うち重度))					
	全従業員数 ※留意点		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))					
	過去1年間の入職者		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))					
	過去1年間の離職者数		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))					
	過去1年間に採用した人のうち離職した人数		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))		人(人(人))					
(令和8年6月1日現在)	障がい種別雇用者数	週所定労働時間30時間以上	身体障がい者(うち重度)		知的障がい者(うち重度)		精神障がい者		合計(うち重度)		⑥実障がい者雇用数(①+②+(③+④+⑤)×0.5)		発達障がい者		その他	
			人(人)		人(人)		人		① 人(② 人)		人		人		人	
		週所定労働時間20時間以上30時間未満	身体障がい者(うち重度)		知的障がい者(うち重度)		精神障がい者(うち裏面(7)該当)		合計(うち重度または裏面(7)該当)		実雇用率(⑥÷全従業員数×100)		発達障がい者		その他	
			人(人)		人(人)		人(人)		③ 人(④ 人)		%		人		人	
		週所定労働時間10時間以上20時間未満	重度身体障がい者		重度知的障がい者		精神障がい者		合計				発達障がい者		その他	
		人		人		人		⑤ 人				人		人		
労働災害の有無（過去5年間）			有（内容 ）・無				労働関係法令等の重大な違反の有無（過去5年間）			有（内容 ）・無						

※障がい者雇用優良企業（団体） 推薦（応募）書提出の留意点

本推薦（応募）書及び調書については、県からそのコピーをお渡ししませんので、提出前に、ご自身でコピーをとり保存しておいてください。
なお、内容の一部は、表彰企業（団体）に決定した後、障がい者雇用優良企業（団体）として公開されますので、あらかじめご承知おきください。

1 記入上の留意点

（１）全従業員数は、全常用労働者の人数（実人数）を記入してください。なお、常用労働者とは、次のように１年以上継続して雇用される者をいいます。

ア 雇用期間の定めのない労働者

イ 一定期間（１か月、６か月等）を定めて雇用される者であっても、その期間が反復更新されて事実上（ア）と同様の状態にあると認められるもの

ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上（ア）と同様の状態にあると認められるもの

（２）「身体障がい者」とは、原則として身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳の等級が１級から６級に該当する者とし、
「重度身体障がい者」とは、このうち１級又は２級とされる方です。

（３）「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第９条の障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいいます。

（４）「重度知的障がい者」とは知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障がい者に該当することとなります。

ア 療養手帳で程度が「Ａ」とされている者

イ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条第１項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療養手帳の「Ａ」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもらっている者

ウ 障害者職業センターにより「重度知的障がい者」と判定された者（重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障がいの程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）等

（５）「精神障がい者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。

（６）短時間労働者は、身体障がい者、重度身体障がい者、知的障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者であって、原則として、雇用保険の短時間労働者となる方で、少なくとも次の要件に該当することが必要です。

ア １週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満であること。

イ １年以上引き続き雇用されることが見込まれること。

（７）精神障がい者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、当分の間、１人をもって１人とみなす。

（８）週所定労働時間が１０時間以上２０時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、１人をもって０．５人とみなす。